

秋田市公報

あきだ

第1136号

令和元年9月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第2号） 1

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定について（第79号） 2
○指定居宅介護支援事業者の廃止について（第80号） 2
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第81号） 2
○平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第82号） 2
○令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第83号） 2
○平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第84号） 2
○出納員および現金取扱員の委任等について（第85号） 3
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第86号） 3
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第87号） 3
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第88号） 3
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第89号） 3
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第90号） 4
○秋田市議会定例会の招集について（第91号） 4

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第5号） 4

選 管 告 示

- 令和元年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について（第17号） 4

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第4号） 4

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第11号） 4
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第12号） 4
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第13号） 5
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第14号） 5

- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第15号） 5
○指定給水装置工事事業者の指定について（第16号） 5
○指定排水設備工事事業者の指定について（第17号） 5
○指定給水装置工事事業者の指定の停止について（第18号） 5
○指定排水設備工事事業者の指定の停止について（第19号） 5
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第20号） 6
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第21号） 6

消防本部告示

- 秋田市火災予防規則による申請および届出の様式の一部改正について（第4号） 6

公 告

- 予防接種法による定期予防接種について 6
○秋田市創業支援拠点整備事業の公募型プロポーザルの実施について 7
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 7
○特定道路の指定に係る図書の写しの縦覧について 7
○許可した開発行為に関する工事の完了について 7
○農用地利用集積計画の策定について 8

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年8月1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 勘定科目表費用勘定の表中

「

行事費	
-----	--

」を

「

行事費	
補助金	

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

秋田市告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和元年8月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 ふあみりい	訪問介護 ういす	秋田市土崎 港東一丁目 2番75号	令和元年 8月1日	訪問介護

秋田市告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和元年8月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 凜	ケアセン ターりん 居宅介護 支援事業 所	秋田市茨島 二丁目15番 35号 パン ション菅原 101号室	令和元年 7月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第81号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年7月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年8月8日から令和2年2月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第82号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年8月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第83号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年8月16日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第84号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年8月16日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和元年8月20日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月21日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市土崎港東四丁目8番2号
株式会社 鳴海屋
代表取締役 鳴 海 能 仁
ローソン 秋田将军野青山店
ローソン 天王追分店
ローソン 秋田飯島薬師田店

秋田市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年8月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ホームホスピス秋田 訪問看護ステーション	秋田市広面字近藤堰越11番地1 セジュールアン 105号	令和元年 7月15日
訪問介護ういす	秋田市土崎港東一丁目2番75号	令和元年 8月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
旧 飯島デイサービスセンター	秋田市飯島字長山下18番地	令和元年 6月1日
新 デイサービス福寿		

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
福祉用具べんざいてん	秋田市添川字境内川原166番地8	令和元年 7月20日
ケアセンターりん 居宅介護支援事業所	秋田市茨島二丁目15番35号 パンション菅原101号室	令和元年 7月31日

秋田市告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年8月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ホームホスピス秋田 訪問看護ステーション	秋田市広面字近藤堰越11番地1 セジュールアン 105号	令和元年 7月15日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
おの歯科医院	秋田市新屋豊町10番3号	令和元年 6月30日
医療法人デッグ デンタルクリニック 桜	秋田市桜一丁目13番7号	令和元年 7月31日

秋田市告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年8月22日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
佐藤 靖子	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2 F	令和元年 8月1日
黒田 朋巳	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2 F	令和元年 8月1日
加藤 萌唯	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2 F	令和元年 8月1日

加藤 元	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2F	令和元年 8月1日
千代谷 悠希	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2F	令和元年 8月1日
松山 万智	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2F	令和元年 8月1日
門脇 優介	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2F	令和元年 8月1日
吉田 健	株式会社フ レアス	秋田市広面字土 手下45番地1 2F	令和元年 8月1日

秋田市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年8月22日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

上通町内会

2 認可年月日

平成8年3月5日

3 変更があった事項およびその内容

変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成29年4月1日	片 谷 信一 秋田市保戸野通町 2番6号	加茂谷 仁 秋田市保戸野通町 3番26号
平成31年4月1日	山 下 栄 一 秋田市保戸野通町 2番29号	片 谷 信一 秋田市保戸野通町 2番6号

4 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第91号

令和元年9月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和元年8月26日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第5号

令和元年8月29日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年8月27日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

選 管 告 示

秋市選管告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和元年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年8月28日

秋田市選管委員会
委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和元年9月2日

農 委 告 示

秋田市農委告示第4号

令和元年8月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年8月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第5号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年8月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
こね浴槽店	小根伸夫	大館市幸町13番9号

2 廃止年月日

令和元年7月23日

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年8月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
三洋建材	佐藤 啓太郎	秋田市山王中園町9番12号

2 廃止年月日

令和元年7月30日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年8月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
三洋建材	佐藤 啓太郎	秋田市山王中園町9番12号

2 廃止年月日

令和元年7月30日

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年8月8日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
有限会社湖東製作所	鷺谷 真木子	南秋田郡井川町北川尻字中村112番地

2 廃止年月日

平成30年4月28日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年8月8日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
有限会社湖東製作所	鷺谷 真木子	南秋田郡井川町北川尻字中村112番地

2 廃止年月日

平成30年4月28日

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年8月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
OK冷暖	大嶋 一樹	秋田市外旭川字在家1番地1

2 指定年月日

令和元年8月8日

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年8月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
OK冷暖	大嶋 一樹	秋田市外旭川字在家1番地1

2 指定年月日

令和元年8月8日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年水道ガス局管理規定第2号）第8条の2の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事業者の指定を停止したので、同施行規程第8条の3第4号の規定により告示する。

令和元年8月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事業者の指定の停止

事業者名	代表者	所在地
田代水道工業株式会社 秋田営業所	田代 克美	秋田市川尻御休町13番26号

2 指定の停止期間

2か月（令和元年8月20日から同年10月19日まで）

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の8第2号の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を停止したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第2号の規定により告示する。

令和元年8月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定の停止

事業者名	代表者	所在地
田代水道工業株式会社 秋田営業所	田代克美	秋田市川尻御休町13番26号

2 指定の停止期間

1か月（令和元年8月20日から同年9月19日まで）

秋田市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年8月27日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 指定給水装置工事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
菅原商工	菅原広治	潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山44番地8

2 廃止年月日

令和元年8月19日

秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 指定給水装置工事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
建住開発	佐原栄吉	秋田市東通五丁目3番35号

2 廃止年月日

平成30年1月29日

消防本部告示

秋田市消防本部告示第4号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和元年8月1日

秋田市消防長 伊藤 弥真彦

1 改正した様式 別添（省略）のとおり

2 改正年月日 令和元年8月1日

公告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

秋田市長 穂積志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表のとおり

別表

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類												高齢者の肺炎球菌	備考
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ボリオ	麻疹単抗原	風疹単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HIV感染症	水痘	B型肝炎	
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	木村 竜太												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	登録4/15 インフルエンザ・肺炎球菌は原則かかりつけ患者限定接種。肺炎球菌は診療科により実施不可とする場合があります。
		田村 博史												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		高嶋 悟												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		松田 光世												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		外山 はな子												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		鹿股 宏之												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		佐藤 久仁子												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		守田 亮												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		杉本 侑孝												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		田村 淑美												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		吉川 謙子												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		柴田 聰												<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

	高木 康彦									○	○
	大渕 徹									○	○
	佐々木 智彦									○	○
	本間 直子									○	○
	畠山 潤也									○	○
	山中 卓之									○	○
	五十嵐 駿									○	○
	山田 俊樹									○	○
	西川 俊昭									○	○
	能登 彩									○	○
	煙山 紘平									○	○
	浅香 康人									○	○
	阿部 健									○	○
	太田 真由									○	○
	小野 葵									○	○
	小坂 峻平									○	○
	小松 和音									○	○
	榎 耕太郎									○	○
	清水 麻衣									○	○
	鈴木 暢容									○	○
	畠山 葉月									○	○
	村田 敏樹									○	○
ひかり桜ケアクリ ニック	秋田市桜二丁目 17番23号	高木 亮			○	○	○			○	

秋田市公告

秋田市創業支援拠点整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和元年 8 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 事業概要

(1) 事業名

秋田市創業支援拠点整備事業

(2) 業務內容

本業務は、設計・施工・監理業務を行うものである。

(3) 工事期間

契約締結日の翌日から令和2年3月16日まで

(4) 提案上限額

38,515,0

受注者の選定方法

(1) 選定に係る審査

ロボーザル審査委員会設置要綱（令和元年7月25日市長決裁）

により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）
が行う。

(2) 选定は、第一次審査（参加資格審査）および第二次審査（提案審査）の2段階審査方式により行う。

(3) 第一次審査(参加資格審査)は、審査基準に基づき、提出された参加資格書等を基に、参加資格要件についての審査を行う。

(4) 第二次審查

た企画提案書、概算見積書等を基に、プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する要件

- ア ①建築工事を行う者ならびに②設計および工事監理を行
う者の2者以上で構成する共同企業体（JV）であること。
 - イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、建
築工事を行う者とする。
 - ウ 共同企業体の構成員は、本案件における他のJVの構成
員ではないこと。
 - エ 上記①および②に加え、企画業務、デザイン業務、コン
サルティング業務、プロデュース業務等を行う者はJVの
構成員とすることは差し支えない。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

- ア 建築工事を行う者の要件
　本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、建築一式工事A級に格付けされていること。

イ 設計と工事監理業務を行う者の要件

(ア) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けてていること。

(イ) 秋田市内に本社を有する者であること。

(3) 基本通要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4
に該当しないこと。

イ 暴力的不法行為を行うおそれがある団体と密接な関係を
有しないこと。

ウ 本市から指名停止又は入札参加資格停止を受けていない
こと。

エ 会社更生手続又は民事再生手続中でないこと。

オ 市税に滞納がないこと。

プロポーザルの提案課題等
本プロポーザルの提案課題等は、以下の6項目とする。

(1) 「オフィス関連の改修実績」の有無	ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(2) 「事業実施体制」についての提案	荷さばき施設の位置及び面積
(3) 「適切な工程計画」についての提案	イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(4) 「創業支援拠点施設」についての提案	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(5) 「ランニングコスト削減に対する創意工夫」についての提案	変更の内容については、縦覧に供する関係書類とのおり
(6) 「概算見積金額」の提案	(4) 変更年月日 令和2年3月26日
5 日程	(5) 変更理由 商品配送の計画変更を行い、店舗運営効率を向上させるため
令和元年8月9日（金）正午	1 届出年月日 令和元年7月25日
令和元年8月16日（金）	2 関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
令和元年8月20日（火）	(2) 縦覧期間 令和元年8月5日から同年12月5日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
令和元年8月23日（金）正午	3 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課
令和元年8月29日（木）正午	4 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
令和元年9月2日（月）	(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
令和元年9月10日（火）	(3) 意見を述べる理由
6 手続等	
(1) 担当事務局	
〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号	
秋田市産業振興部商工貿易振興課	
電話番号 018-888-5726	
ファックス 018-888-5727	
Eメール ro-inpr@city.akita.lg.jp	
(2) 実施要領および各種関係資料の交付	
秋田市創業支援拠点整備事業公募型プロポーザル実施要領	
および各種関係資料は、下記の秋田市公式サイト事業者情報	
から入手すること。	
URL https://www.city.akita.lg.jp	
(3) 提出期限 上記5の日程と同じ	
(4) 提出場所 上記6(1)に同じ	

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年8月5日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
DCMホームズ株式会社
代表取締役 石黒靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 広面ショッピングセンター
所在地 秋田市広面字近藤堰越50番1 外
- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置及び面積
イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更の内容については、縦覧に供する関係書類とのおり
(4) 変更年月日 令和2年3月26日
(5) 変更理由 商品配送の計画変更を行い、店舗運営効率を向上させるため
2 届出年月日 令和元年7月25日
3 関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
(2) 縦覧期間 令和元年8月5日から同年12月5日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局道路部長より、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第9号に規定する特定道路の指定に係る図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 特定道路の種類 市町村道
2 特定道路の路線名および区間 中通本線（中通二丁目16から中通二丁目243まで）
川尻広面線（中通六丁目1-1から中通六丁目193-8まで）
大堰反線（中通四丁目261-2から南通宮田176-184まで）
南通宮田9号線（南通宮田456から南通宮田6-3まで）
南通築地みその町1号線（南通築地1-1から南通築地1-32まで）
仲小路2号線（中通二丁目30から中通二丁目201-2まで）
中通二丁目六丁目線（中通二丁目201-2から中通二丁目203まで）
市道駅前通り線（大仙市大曲通町569から大曲福住町133まで）
3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
4 縦覧期間 令和元年8月19日から同年9月2日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日および日曜日を除く。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成30年10月31日付け秋田市指令第7156号で許可した開発行

為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年8月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 洋 介

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市河辺北野田高屋字雷谷地33番1、34番、39番4、40番1、89番1、33番1地先水路、34番地先水路および39番4地先国有地

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

- 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋 田 市 公 報

